

2019年度 部活動に係る活動方針

常盤中学校の部活動は、国の運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン及びさいたま市部活動の在り方に関する方針を受け、年間休養日の基準（104日）を大きく上回り、各部活動は、最低年間130日以上を休養日とします。

2019年4月

さいたま市立常盤中学校

1 はじめに

常盤中学校の部活動は、国の運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン及びさいたま市部活動の在り方に関する方針を受け、楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動として、目指す生徒像「元気に登校」「笑顔で下校」できる生徒の育成に向けて、活動方針を下記に定める。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 年間の活動計画の策定等

ア 部活動顧問は、毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加等）を前月の10日までに作成し、校長に提出する。

生徒、保護者にも上記と同様に活動計画書を前月の15日までに配布する。

イ 校長は、活動方針及び年間計画（学校としての共通休養日等）を4月末日までに学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるようにする。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌に留意し、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員及び生徒の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3 部活動の適切な休養日の設定について

(1) 休養日の設定や活動時間は、以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は、少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

イ 市中学校総合体育大会、市新人体育大会・公的コンクール等の1か月前からは、生徒の健康管理も考慮した上で、週1回の休みとしてもよい。

＊上部大会出場（県大会、関東大会、全国大会等）の場合も同様とする。

ウ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じ、学校閉庁日（8月11日から16日・12月27日）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は、休養期間とする。ただし、関東・全国大会及び公式大会等に出場する部活動については、

この限りではない。

エ 1日の活動時間は平日2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。(競技団体主催大会や練習試合等で、この時間を超える場合は、保護者の了承を得る。)

オ 部活動顧問の事情で、土曜日、日曜日に活動が困難な場合は、保護者会で説明し、平日のみの活動も認める。

(2) 部活動の特性や実態により年間を見通した長期的な視点で活動時間や休養日を設定する必要がある場合は、(1)の休養日数と同数以上になるように設定する。

(3) 部活動顧問は、休養日の設定に当たって、保護者会で説明し、要望なども取り入れながら設定する。また、部活動等を欠席したい旨の申し出があった場合についても、適切に対応する。

4 部活動 活動計画

(1) 設置部活動

部活動名	部員数				活動場所
	1年	2年	3年	計	
野球	7	17	11	35	グラウンド
サッカー	16	16	15	47	グラウンド
女子サッカー	5	9	0	14	グラウンド
男子バスケット	13	8	21	42	体育館・外コート・常盤北小
女子バスケット	7	7	8	22	体育館・外コート
男子ソフトテニス	13	6	26	45	テニスコート
女子ソフトテニス	15	3	11	29	テニスコート
男子卓球	11	17	19	47	俊英館
女子卓球	27	4	11	42	俊英館
男子バレー	8	8	4	20	体育館・外コート
女子バレー	9	16	9	34	体育館・外コート
ソフトボール	7	6	14	27	グラウンド
陸上	19	23	15	57	グラウンド
新体操	3	8	5	16	体育館・外
水泳	8	14	11	33	プール
剣道	13	23	27	63	俊英館
男子バドミントン	8	7	11	26	体育館・常盤北小・給食室、美術室前
女子バドミントン	13	10	24	47	体育館・常盤北小・俊英館前

科学	16	10	12	38	第1理科室
音楽	11	10	8	29	音楽部部室
美術	7	12	12	31	第2美術室
手芸	6	3	7	16	被服室
吹奏楽	23	22	29	74	第2音楽室
新聞文芸	1	2	7	10	図書室・新聞文芸部室
生活	1	1	1	3	10組作業室
演劇	1	4	2	7	学習室

(2) 活動日時

ア 平日

- ・活動曜日 月・火・水・木・金（1日以上 of 休養日を設定）
- ・活動時間

月	平日	延長
3月～9月	～6：00完全下校	～6：30
10月新人戦	終了前	～6：30
	終了後	～6：00
11月～1月	～5：00完全下校	～5：30
2月	～5：30完全下校	～6：00

★延長の条件

- 公式戦（中学校総合、新人戦、夏季・冬季大会、市・県主催のコンクール等）の1か月前のみ認める。
- 体育館の部活動は、ローテーションの関係で、年間を通して延長を認める。
- 顧問が必ず活動場所につくこと。
- 職員室黒板に、昼までに部活動名を貼ること。
- 校門の送り出しまで含めて、顧問が行うこと。

イ 休日

- ・土曜日、日曜日のうちいずれかの1日以上 of 休養日を設定

ウ 長期休業中

- ・学期中の休養日の設定に準じ、学校閉庁日（8月11日から16日・12月27日）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休養期間とする。

- エ ・部活動の特性や実態により年間を見通した長期的な視点で活動時間や休養日を設定する必要がある場合は、3（1）の休養日数と同数以上になるように設定する。